



最近内務省に於ける路政關係行政處分例

Y A 生

◎自動車交通事業法改正

(本文中側點、ヲ附セル處ハ今回改正ノ事項)

昭和六年法律第五十二號
昭和十五年法律第六號改正
昭和十八年法律第五十五號改正

第一章 旅客自動車運輸事業

第一條 本法ニ於テ旅客自動車運輸事業トハ一般交通ノ用ニ供スル爲路線ヲ定メ定期ニ自動車ヲ運行シテ旅客ヲ運送スル事業ヲ謂フ

第二條 旅客自動車運輸事業ノ路線ハ一般ノ道路、自動車道又ハ

一般通行ノ用ニ供スル通路ニ依ルベシ

第三條 主務大臣ハ命令ヲ以テ旅客自動車運輸事業ニ付路線ニ應ジテ使用スベキ自動車ノ輛數其ノ他事業ノ基準ヲ定ムルコトヲ得

第四條 旅客自動車運輸事業ヲ經營セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ運賃其ノ他ニ關スル事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ免許ヲ受クベシ

主務大臣ハ前項ノ免許ヲ爲スニ當リ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ有効期間ヲ指定スルコトヲ得

第四條ノ二 旅客自動車運輸事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ旅客

ノ運送ニ附隨シテ物品ヲ運送スルコトヲ得

第五條 主務大臣ハ旅客自動車運輸事業者ガ免許ノ有效期間満了

後仍引續キ其ノ事業ヲ經營セシムコトヲ申請シタルトキハ當該路

線ニ依ル旅客自動車運輸事業ノ不必要其ノ他特別ノ事由ナキ限

リ期間更新ノ免許ヲ爲スベシ

第六條 旅客自動車運輸事業經營ノ免許ヲ受ケタル者ハ主務大臣

ノ指定スル期間内ニ運輸開始ノ認可ヲ申請スベシ

第十七條第一項ノ専用自動車道ヲ開設シテ旅客自動車運輸事業

ヲ經營スル場合ニ在リテハ工事方法ヲ定メ前項ノ認可申請前主

務大臣ノ指定スル期間内ニ工事施行ノ認可ヲ申請スベシ

天災其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ前二項ノ期間内ニ認可ヲ申

請スルコト能ハザルトキハ申請ニ因リ主務大臣ハ期間ヲ伸長ス

ルコトヲ得

第七條 旅客自動車運輸事業者事業計畫又ハ専用自動車道ノ工事

方法ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第八條 創設

第九條 旅客自動車運輸事業ノ運輸、設備及會計ニ關スル規定ハ

命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ旅客自動車運

輸事業者ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

一 運賃其ノ他ニ關スル事業計畫又ハ専用自動車道ノ工事方法

ヲ變更セシムルコト

二 路線ヲ延長又ハ變更セシムルコト但シ専用自動車道ノ延長

及變更ハ此ノ限ニ在ラズ

三 他ノ運送事業者ト設備ノ共用、連絡運輸、運賃協定其ノ他

運輸ニ關スル協定又ハ共同經營ヲ爲サシムルコト

四 旅客又ハ物品ノ運送ニ關スル損害ニ付保險ニ付セシムルコ

ト

五 前各號ノ外事業ノ改善ヲ爲サシムルコト

前項第三號ノ場合ニ於テ其ノ實施方法又ハ各事業者ノ收得シ若

ハ負擔スベキ金額ニ付協議調ハザルトキハ申請ニ因リ主務大臣

之ヲ裁定ス

第十一條 免許、許可又ハ認可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

前項ノ條件ハ公益上必要アルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ第一項ノ條外ニ於テ他ノ運送事業者ヨリ事

業ノ讓渡又ハ共同經營、會社ノ合併等ヲ求メタルトキハ之ニ應

ズベキコトヲ命ジタル場合ニ於ケル實施方法及收得又ハ負擔金

額ニ之ヲ準用ス

第十二條 旅客自動車運輸事業ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザ

レバ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廢止スルコトヲ得ズ

第十三條 旅客自動車運輸事業ノ讓渡ハ主務大臣ノ許可ヲ受タル

ニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

會社ノ合併ニ因ル旅客自動車運輸事業ノ承繼ニ付テハ合併前主
務大臣ノ許可ヲ受クベシ

旅客自動車運輸事業者死亡シタルトキハ相續人ハ其ノ事業ヲ承
繼ス

旅客自動車運輸事業ヲ營ム會社ノ解散ノ決議又ハ總社員ノ同意
ハ主務大臣ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十三條ノ二 旅客自動車運輸事業ノ管理ノ委託及受託ヲ爲サン
トスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ管理ノ受託ハ旅客自動車運輸事業者ニ非ザレバ之ヲ爲ス
コトヲ得ズ

第一項ノ管理ノ委託及受託ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之
ヲ定ム

第十四條 左ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ旅客自動車運輸事業經營
ノ免許ノ全部若ハ一部ヲ取消シ又ハ事業ノ全部若ハ一部ヲ停止
セシムルコトヲ得

一 法令又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シタル
トキ

二 法令ニ基キテ爲シタル處分又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シ
タル條件ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ

三 許可又ハ認可ヲ受ケタル事項ヲ故ナク實施セザルトキ

四 事業ノ經營不確實又ハ資産状態ノ著シキ不良其ノ他ノ爲事

業ヲ繼續スルニ適セズト認めタルトキ

五 公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキ

六 道路、自動車道又ハ道路ノ狀況ガ自動車ノ運行ニ適セザル
ニ至リタルトキ

第十五條 左ノ場合ニ於テハ旅客自動車運輸事業經營ノ免許ハ其
ノ效力ヲ失フ

一 運輸開始ノ認可申請期間内ニ認可ヲ申請セザルトキ

二 運輸開始ノ認可ナキトキ

三 事業經營ノ免許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナルトキハ運輸
開始ノ認可申請期間内（路線ノ全部又ハ一部ニ付専用自動車
道ヲ開設スル場合ニ在リテハ工事施行ノ認可申請期間内）ニ
會社設立ノ登記ヲ爲サザルトキ

四 専用自動車道ニ付工事施行ノ認可申請期間内ニ認可ヲ申請
セザルトキ

五 専用自動車道ニ付工事施行ノ認可ナキトキ

六 事業ノ廢止ノ許可ヲ受ケタルトキ

第十六條 第四條第一項、第四條ノ二、第七條、第十條（第一項
第二號、及第四號ヲ除ク）及第十一條乃至第十三條ノ二ノ規定
ハ旅客自動車運輸事業ニ非ズシテ一般ノ需用ニ應ジ自動車ヲ使
用シテ旅客ヲ運送スル事業（旅客自動車運送事業）ニ之ヲ準用ス

但シ第四條第一項、第七條、第十條、及第十二條乃至第十三條

ハ、中主務大臣トアルハ、地方長官(東京府ニ在リテハ、警視總監トス)トス。

第十六條ノ二 本法ニ於テ貨物自動車運送事業トハ、他人ノ需用ニ應ジ自動車ヲ使用シテ物品ヲ運送スル事業ヲ謂フ

第十六條ノ三 貨物自動車運送事業ヲ經營セントスル者ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ運賃其ノ他ニ關スル事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ免許ヲ受クベシ

第十六條ノ四 貨物自動車運送事業經營ノ免許ヲ受ケタル者ハ主務大臣ノ指定アル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

天災其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ前項ノ期間内ニ事業ヲ開始スルコト能ハザルトキハ申請ニ因リ主務大臣ハ期間ヲ伸長スルコトヲ得

第十六條ノ五 事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業ノ爲ニ専用自動車道ヲ開設セントスル者ハ工事方法ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ工事方法ヲ變更セントルトキ亦同シ

主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ専用自動車道ノ工事方法ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十六條ノ六 主務大臣又ハ地方長官(東京府ニ在リテハ、警視總監トス)以下、本章及第三章中之ニ同シ)ハ公益上必要アリト認ムルトキハ貨物自動車運送事業者ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

一 運賃其ノ他ニ關スル事業計畫ヲ變更セシムルコト
二 他ノ運送事業者ト設備ノ共用、連絡運輸、運賃協定其ノ他

運輸ニ關スル協定又ハ共同經營ヲ爲サシムルコト
三 物品ノ運送ニ關スル損害ニ付保險ニ附セシムルコト

四 前各號ノ外事業ノ改善ヲ爲サシムルコト
前項第二號ノ場合ニ於テ其ノ實施方法又ハ各事業者ノ取得シ若ハ負擔スベキ金額ニ付協議調ハザルトキハ申請ニ因リ主務大臣

又ハ地方長官之ヲ裁定ス
主務大臣又ハ地方長官ハ物資輸送ノ確保ヲ期スル爲ニ必要アリト認ムルトキハ貨物自動車運送事業者ニ對シ物品ノ種類、數量、

運賃其他ノ運送條件ヲ定メ物品ノ運送ヲ命ズルコトヲ得
第十六條ノ七 政府ハ貨物自動車運送事業ノ施設ノ整備ヲ圖ル爲

其ノ他特別ノ事情ニ依リ必要アリト認ムルトキハ貨物自動車運送事業者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ徵算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第十六條ノ八 第七條(専用自動車道ノ工事方法ノ變更ニ關スル部分ヲ除ク)、第九條、第十一條乃至第十四條及第十五條第六號ノ規定ハ貨物自動車運送事業ニ之ヲ準用ス

第十六條ノ九 貨物自動車運送事業ニ非ズシテ自動車ニ依リ物品ヲ運送スル事業及自動車ニ依ル物品運送ノ運送取扱業又ハ運送代辦業ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 自動車運送事業組合及自動車運送事業組合

聯合會

第十六條ノ十 自動車運送事業組合ハ、旅客、自動車運輸事業、旅客、自動車運送事業又ハ貨物自動車運送事業（以下自動車運送事業ト總稱ス）ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲自動車運送事業ノ統制指導ヲ圖リ又ハ之ガ爲ニスル經營ヲ行ヒ且自動車運送事業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス
組合ハ法人トス

第十六條ノ十一 自動車運送事業組合ハ一定地區ニ於テ前條第一項ニ掲グル事業ノ種類別ニ其ノ事業者ヲ以テ之ヲ設立ス但シ特別ノ事情アルトキハ二種以上ノ事業者ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得

第十六條ノ十二 自動車運送事業組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ

- 一 運賃、運輸其ノ他組合員ノ事業ニ關スル統制
 - 二 組合員ノ事業ノ整備確立
 - 三 組合員ノ事業ニ關スル指導、調査及研究
 - 四 組合員ノ事業ニ關スル検査
- 組合ハ前項ノ事業ノ外自動車運送事業ノ統制指導ノ爲必要アルトキハ左ニ掲グル事業ヲ併セ行フコトヲ得
- 一 組合員ノ事業ニ必要ナル物ノ購入、共同設備ノ設置其ノ他

法 令

組合員ノ事業ニ關スル共同施設

- 二 組合員ノ事業ニ必要ナル資金ノ貸付
 - 三 前各號ニ掲グルモノノ外必要ナル事業
- 前項ノ組合ノ共同施設ハ組合員ノ利用ニ支障ナキ場合ニ限り組合員ニ非ザル者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ利用セシムルコトヲ得
- 第二項第三號ノ事業ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ行フコトヲ得ズ

第十六條ノ十三 主務大臣ハ自動車運送事業組合ヲ設立セシメントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地區ヲ定メ其ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ組合ノ設置ヲ命ズベシ
前項ノ規定ニ依ル組合ノ設立ノ命令アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ創立總會ヲ開キ之ニ諮リテ定款其ノ他組合ノ設立ニ必要ナル事項ヲ定メ監事ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ
第一項ノ規定ニ依リ組合ノ設立ヲ命ゼラレタル者主務大臣ノ指定スル期限迄ニ其ノ設立ノ認可ヲ申請セザルトキハ主務大臣ハ定款ノ作成、監事ノ任命其ノ他組合ノ設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十六條ノ十四 自動車運送事業組合ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第十六條ノ十五 自動車運送事業組合成立シタルトキハ其ノ組合

ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ其ノ組合ノ組
合員トス

第十六條ノ十六 自動車運送事業組合ノ定款ニハ左ニ掲グル事項
ヲ記載スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 地區
- 四 事務所ノ所在地
- 五 組合員ニ關スル規定
- 六 事業及其ノ執行ニ關スル規定
- 七 役員ニ關スル規定
- 八 會議ニ關スル規定
- 九 會計ニ關スル規定

第十六條ノ十七 自動車運送事業組合ハ左ノ役員ヲ置クベシ

- 理事 長 一人
 - 理 事 若干人
 - 監 事 若干人
- 理事長ハ組合ヲ代表シ組合事務ヲ總理ス
理事ハ理事長ヲ輔佐シ組合事務ヲ分掌シ豫メ理事長ノ定ムル順
位ニ依リ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ハ
トキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ組合ノ業務及財産ノ狀況ヲ監査ス
理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス
理事長又ハ理事ト監事トハ相兼ヌルコトヲ得ス

第十六條ノ十七 自動車運送事業組合ノ理事長ハ自動車運送事業
ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ主務大臣ノ認可ヲ受ケ
地方長官之ヲ命ス

組合ノ理事ハ自動車運送事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ
中ヨリ理事長之ヲ命ス
組合ノ監事ハ創立總會又ハ總會ニ於テ之ヲ選任ス
前項ノ規定ニ依リ選任ハ地方長官ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ其
ノ效力ヲ生ゼズ

第十六條ノ十九 自動車運送事業組合ノ理事長ハ他ノ職業ニ從事
スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ
在ラズ

第十六條ノ二十 自動車運送事業組合ハ組合員ノ事業ニ關スル統
制規程ヲ定ムベシ
組合員ハ當該組合ノ統制規程ニ依ルベシ

第十六條ノ二十一 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ自動車運送事業
組合ノ理事長之ヲ決ス

- 一 定款ノ變更
- 二 統制規程ノ制定及變更

三、收支豫算並ニ賦課金ノ額及徴收方法

前項ノ規定ニ依ル組合ノ理事長ノ處分ハ、主務大臣ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十六條ノ二十二 自動車運送事業組合ノ理事長ハ、毎年總會ニ組合ノ事業ノ狀況ヲ報告シ組合ノ監事ヲシテ財産ノ狀況ヲ報告セシムベシ

第十六條ノ二十三 自動車運送事業組合ハ、定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員ニ對シ經費ヲ賦課シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

組合ハ其ノ事業ヲ行フ爲テ必要アルトキハ、主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ組合員ノ全部又ハ一部ニ對シ前項ノ規定ニ依ル賦課金ノ外特別ノ賦課金ヲ課スルコトヲ得

第十六條ノ二十四 前條ノ規定ニ依ル賦課金又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ自動車運送事業組合ノ請求アルトキハ、市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス

此ノ場合ニ於テ組合ハ其ノ徴收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スベシ

前項中町村トアルハ、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス

第一項ノ規定ニ依ル徴收金ノ先取特權ノ順位ハ、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徴收金ニ次ギ其ノ時効ニ付テハ市町村稅ノ例ニ依ル

第十六條ノ二十五 自動車運送事業組合ハ、使用料及手数料ヲ徴收スルコトヲ得

前項ノ使用料及手数料ノ徴收ニ關シテハ、民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十六條ノ二十六 自動車運送事業組合ハ、必要アリト認ムルトキハ組合ノ役員又ハ使用人ヲシテ組合員ノ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿、書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

組合前項ノ規定ニ依リ役員又ハ使用人ヲシテ検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十六條ノ二十七 政府ハ、自動車運送事業ノ總力ヲ最も有效ニ發揮セシムル爲テ必要アリト認ムルトキハ、自動車運送事業組合ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ自動車運送事業ノ統制指導ニ要スル費用ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

第十六條ノ二十八 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ、自動車運送事業組合ニ對シ定款、統制規程、收支豫算、賦課金ノ額若ハ徴收方法ノ變更又ハ必要ナル事業ノ施行ヲ命令シ、其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十六條ノ二十九 地方長官ハ、自動車運送事業組合ノ役員ノ行爲ガ法令又ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他事業ノ執行上當該役員ヲ適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第十六條ノ三十 自動車運送事業組合ハ主務大臣ノ命令ニ因リテ解散ス

第十六條ノ三十一 自動車運送事業組合聯合會ハ自動車運送事業ノ總力ヲ最も有效ニ發揮セシムル爲其ノ會員ノ事業ノ統制指導ヲ圖リ又ハ之ガ爲ニスル經營ヲ行且自動車運送事業ニ關スル國策ノ立案及遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

聯合會ハ法人トス

第十六條ノ三十二 自動車運送事業組合聯合會ハ第十六條ノ十第一項ニ掲グル事業ノ種類別ニ之ヲ設立シ全國ヲ遍ジテ一個トス但シ特別ノ事情アルトキハ二種以上ノ事業ニ付之ヲ設立スルコトヲ得

聯合會ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ左ニ掲グル者トス

一 當該自動車運送事業ノ事業者ヲ以テ組織スル自動車運送事業組合

業組合

二 當該自動車運送事業ノ事業者ニシテ自動車運送事業組合ノ組合員タラザルモノ

第十六條ノ三十三 自動車運送事業組合聯合會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ

- 一 自動車運送事業ニ關スル政府ノ計畫ニ對スル參畫
- 二 自動車運送事業ニ關スル調査及研究
- 三 會員ノ事業ニ關スル統制指導

四 會員ノ事業ニ關スル検査

聯合會ハ前項ノ事業ノ外其ノ會員ノ事業ノ統制指導ノ爲必要ナルトキハ左ニ掲グル事業ヲ併セ行フコトヲ得

一 會員ノ事業ニ必要ナル物ノ購入、共同設備ノ設置、其ノ他會員ノ事業ニ關スル共同施設

二 前號ニ掲グルモノハ外必要ナル事業

前項ノ聯合會ノ共同施設ハ會員ノ利用ニ支障ナキ場合ニ限り會員ニ非ザル者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ利用セシムルコトヲ得

第二項第二號ノ事業ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ行フコトヲ得ズ

第十六條ノ三十四 自動車運送事業組合聯合會ニハ左ノ役員ヲ置クベシ

會長	一人
理事	若干人
監事	若干人
評議員	若干人

聯合會ニハ前項ノ役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ理事長一人ヲ置クコトヲ得

會長ハ聯合會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

理事長ハ會長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ會長事故アルトキハ其ノ職

務ヲ代理シ、會長、缺員ノトキハ、其ノ職務ヲ行フ。
理事ハ、會長及理事長ヲ輔佐シ、會務ヲ分掌シ、豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ、會長及理事長共ニ事故アルトキハ、會長ノ職務ヲ代理シ、會長及理事長共ニ缺員ノトキハ、會長ノ職務ヲ行フ。
監事ハ、聯合會ノ業務及財産ノ狀況ヲ監査ス。
評議員ハ、會長ノ諮問ニ答申シ、又ハ會長ニ對シ意見ヲ具申ス。
會長、理事長及評議員ノ任期ハ、三年、監事及評議員ノ任期ハ、二年トス、會長、理事長又ハ理事ト監事トハ相兼スルコトヲ得ズ。

第十六條ノ三十五 自動車運送事業組合聯合會ノ會長ハ、銓衡委員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ、主務大臣之ヲ命ズ。

前項ノ銓衡委員ハ、自動車運送事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ、主務大臣之ヲ命ズ。

聯合會ノ理事長及理事ハ、自動車運送事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ、會長之ヲ命ズ。

聯合會ノ監事ハ、創立總會又ハ總會ニ於テ之ヲ選任ス。
聯合會ノ評議員ハ、自動車運送事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ、主務大臣之ヲ命ズ。

第三項ノ規定ニ依ル任命及第四項ノ規定ニ依ル選任ハ、主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ、其ノ效力ヲ生ゼズ。

第十六條ノ三十六 自動車運送事業組合聯合會ノ會長、理事長及

理事ハ、他ノ職業ニ従事スルコトヲ得ズ、但シ、主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ、此ノ限ニ在ラズ。

第十六條ノ三十七 自動車運送事業組合ニ關スル規定ハ、第十六條ハ、十乃至第十六條ノ十二及第十六條ノ十七乃至第十六條ノ十九ノ規定ヲ除ク、外、自動車運送事業組合聯合會ニ之ヲ準用ス、但シ、第十六條ノ二十一及第十六條ノ二十二中、自動車運送事業組合ノ理事長又ハ組合ノ理事長トアルハ、聯合會ノ會長トシ、第十六條ノ二十九中、地方長官トアルハ、主務大臣トス。

第十六條ノ三十八 主務大臣ハ、自動車運送事業ノ統制ノ徹底ヲ期スル爲テ必要アリト認ムルトキハ、自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ニ對シ、他ノ自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ト運賃ノ統制其ノ他事業ノ實施ニ關シ協定ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得。

前項ノ場合ニ於テ運賃、事業ノ實施方法其ノ他必要ナル事項ニ付協議調ハザルトキハ、申請ニ因リ、主務大臣之ヲ裁定ス。

第十六條ノ三十九 自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會ハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス。

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ、登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ。

第十六條ノ四十 本法ニ規定スルモノノ外、自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會ノ管理、合併、解散、清算其ノ他組

合及聯合會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條ノ四十一 自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會ニハ所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セス

第四章 自動車道及自動車道事業

第十七條 本法ニ於テ自動車道トハ專ラ自動車ノ一般交通ノ用ニ

供スル道路(一般自動車道)及旅客自動車運送事業者又ハ貨物

自動車運送事業者(事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業ノ事

業者ニ限ル以下本章中之ニ同ジ)ガ其ノ事業用自動車ノ專用ニ

供スル通路(專用自動車道)ヲ謂フ

本法ニ於テ自動車道事業トハ一般自動車道ヲ開設シ有償又ハ無

償ニテ之ヲ專ラ自動車ノ一般交通ノ用ニ供スル事業ヲ謂フ

第十八條 自動車道事業ヲ經營セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ

依リ使用料金其ノ他ニ關スル事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ免許ヲ

受クベシ

第十九條 自動車道事業經營ノ免許ヲ受ケタル者ハ工事方法ヲ定

メ主務大臣ノ指定スル期間内ニ工事施行ノ認可ヲ申請スベシ

天災其ノ他已ムラ得ザル事由ニ因リ前項ノ期間内ニ認可ヲ申請

スルコト能ハザルトキハ申請ニ因リ主務大臣ハ期間ヲ伸長スル

コトヲ得

第二十條 自動車道事業者工事施行ノ認可ヲ受ケタルトキハ主務

大臣ノ指定スル期間内ニ一般自動車道ノ工事ニ著手シ之ヲ竣功

セシムベシ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ期間ノ伸長ニ之ヲ準用ス

第二十一條 自動車道事業者事業計畫又ハ一般自動車道ノ工事方

法ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十二條 自動車道ニ關スル工事ノ爲必要アルトキハ自動車道

事業者、旅客自動車運送事業者又ハ貨物自動車運送事業者ハ地

方長官ノ許可ヲ受ケ沿道ノ土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ一時材

料置場トシテ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル立入又ハ使用ヲ爲サントスルトキハ已ムラ得

ザル事由アル場合ヲ除クノ外豫メ土地ノ占有者ニ其ノ通知ヲ爲

スコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依ル立入又ハ使用ニ因リテ生ジタル損害ハ立入

又ハ使用ノ後遲滯ナク事業者ニ於テ之ヲ補償スベシ

前項ノ補償ニ付協議調ハザルトキハ地方長官之ヲ裁定ス

前項ノ規定ニ依ル裁定申補償金額ニ不服アル者ハ裁定ノ通知ヲ

受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十三條 一般自動車道ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ

其ノ供用ヲ開始スルコトヲ得ズ

第二十四條 一般自動車道ノ構造、維持、修繕若ハ使用又ハ其ノ

交通ノ保全ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ自動車道

事業者ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

一 使用料金其ノ他ニ關スル事業計畫又ハ一般自動車道ノ工事

方法ヲ變更セシムルコト

二 一般自動車道又ハ其ノ附屬物件ノ改善ヲ爲サシムルコト

第二十六條 免許、許可又ハ認可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

前項ノ條件ハ公益上必要アルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

第二十七條 自動車道事業者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレ

バ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廢止スルコトヲ得ズ

第二十八條 自動車道事業ノ讓渡ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非

ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

會社ノ合併ニ因ル自動車道事業ノ承繼ニ付テハ合併前主務大臣

ノ許可ヲ受クベシ

自動車道事業者死亡シタルトキハ相續人ハ其ノ事業ヲ承繼ス

自動車道事業ヲ營ム會社ノ解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ハ主務

大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十九條 左ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ自動車道事業經營ノ免

許ノ全部又ハ一部ヲ取消シ又ハ事業ノ全部又ハ一部ヲ停止セシ

ムルコトヲ得

一 法令又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シタル

トキ

二 法令ニ基キテ爲シタル處分又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シ

タル條件ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ

三 主務大臣ノ指定スル期間内ニ工事ヲ竣功セズ其ノ他許可又

ハ認可ヲ受ケタル事項ヲ故ナク實施セザルトキ

四 事業ノ經營不確實又ハ資産狀態ノ著シキ不良其ノ他ノ爲事

業ヲ繼續スルニ適セズト認めタルトキ

五 公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキ

第三十條 左ノ場合ニ於テハ自動車道事業經營ノ免許ハ其ノ效力

ヲ失フ

一 工事施行ノ認可申請期間内ニ認可ヲ申請セザルトキ

二 工事施行ノ認可ナキトキ

三 事業經營ノ免許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナルトキハ工事

施行ノ認可申請期間内ニ會社設立ノ登記ヲ爲サザルトキ

四 事業ノ廢止ノ許可ヲ受ケタルトキ

第三十一條 政府又ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ガ自動車道ニ接續

シ若ハ接近シ又ハ之ヲ横斷シテ一般ノ道路、自動車道、橋梁、

河川、運河、溝渠、鐵道、軌道、索道等ヲ造設セントスルトキ

ハ自動車道事業者、旅客自動車運輸事業者又ハ貨物自動車運送

事業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テ公益上必要アリト認ムルトキハ主務大臣ハ自

動車道事業者、旅客自動車運輸事業者又ハ貨物自動車運送事業

者ニ對シ設備ノ供用又ハ變更ヲ命ズルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ其ノ實施方法及費用ノ負擔ニ付協議調ハザルトキハ申請ニ因リ關係主務大臣之ヲ裁定ス自動車道事業者、旅客自動車運輸事業者又ハ貨物自動車運送事業者ノ受ケタル損害ノ補償ニ付亦同シ

第二十二條第五項ノ規定ハ前項ノ補償金額ニ之ヲ準用ス

第三十二條 一般自動車道以外ノ自動車ノ通行スル道路ヲ開設シテ使用料金を徴收スル場合ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 共通規定

第三十三條 同一ノ一般自動車道ニ依ル自動車道事業ト自動車運

送事業トノ兼營ノ場合ニ於ケル免許、許可及認可ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第三十四條 主務大臣、地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同シ）又ハ鐵道局長ハ必要アリト認ムルトキハ自動車運送事業ノ事業者、自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會又ハ自動車道事業者ヲシテ事業上ノ報告ヲ爲サシメ、書類ヲ提出セシメ又ハ監査員ヲ派遣シテ事業ノ狀況ヲ監査セシムルコトヲ得

監査員ハ自動車運送事業ノ事業者、自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會若ハ自動車道事業者又ハ其ノ代表者若ハ其ノ他ノ從業者ニ説明ヲ求メ帳簿、書類及圖面ヲ檢閲スルコトヲ得

監査員其ノ職務ヲ執行スル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯スベシ

第三十五條 本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方長官又ハ鐵道局長ニ委任スルコトヲ得

第三十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣、地方長官又ハ鐵道局長ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ爲スコトヲ得

第三十七條 國ニ於テ經營スル旅客自動車運輸事業、事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業及自動車道事業ニ付テハ第一條乃至第三條、第四條ノ二、會計ニ關スル部分ヲ除キタル第九條（第十六條ノ八ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第十六條ノ二、第十七條、第二十二條、第二十四條及第五十四條乃至第五十七條ノ規定ニ限り本法ヲ適用ス國ニ於テ旅客自動車運輸事業、事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業又ハ自動車道事業ヲ經營セントスルトキハ當該官廳ハ主務大臣ニ協議ヲ爲スベシ

國ニ於テ旅客自動車運輸事業又ハ事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業ヲ經營シタル爲之ト路線又ハ事業區間ヲ共通ニスル旅客自動車運輸事業者又ハ貨物自動車運送事業者ガ其ノ部分ニ付事業ヲ繼續スルコト能ハザルニ至リタルトキ又ハ著シク收益ヲ減少スルニ至リタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業者ノ受ケタル損失ヲ補償スルコトヲ得殘存路線又ハ殘存事業

區間ノミニ付事業ヲ繼續スルコト能ハザルニ至リタルトキ亦同
シ

第六章 自動車交通事業抵當

第三十八條 旅客自動車運輸事業、旅客自動車運送事業、貨物自
動車運送事業又ハ自動車道事業ヲ營ム株式会社ハ抵當權ノ目的
ト爲ス爲旅客自動車運輸事業、事業區間ヲ定ムル貨物自動車運
送事業又ハ自動車道事業ニ在リテハ其ノ事業ノ全部又ハ一部ニ
付、旅客自動車運送事業又ハ事業區間ヲ定メザル貨物自動車運
送事業ニ在リテハ其ノ事業ノ全部ニ付自動車交通事業財團ヲ設
定スルコトヲ得

前項ニ掲グル株式会社自動車交通事業財團ヲ設定セントスルト
キハ當該株式會社ニ屬シ且其ノ事業ニ關スル自動車ニ付命令ノ
定ムル所ニ依リ登錄ヲ受クベシ自動車交通事業財團設定後新ニ
其ノ財團ノ所有者ニ屬シ又ハ其ノ事業ニ關スルニ至リタル自動
車ニ付亦同シ

第一項ニ掲グル事業ノ抵當ニ關シテハ本法ニ別段ノ規定アルモ
ノヲ除クノ外鐵道抵當法ヲ準用ス但シ同法第一章及第三章中登
録トアルハ登記、第四十六條、第六十八條及第六十九條中監督
官聽トアルハ登記所、第八十條乃至第八十二條、第八十八條及
第九十二條中監督官聽トアルハ裁判所トス

第三十九條 自動車交通事業財團ハ左ニ掲グルモノニシテ同一ノ

旅客自動車運輸事業者、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運
送事業者又ハ自動車道事業者ニ屬シ且其ノ事業ニ關スルモノヲ
以テ之ヲ組成ス

一 自動車道ノ敷地及其ノ上ニ存スル工作物並ニ之ニ屬スル器
具機械

二 發着場、駐車場其ノ他自動車運行ノ爲必要ナル沿線土地及
其ノ上ニ存スル工作物並ニ之ニ屬スル器具機械

三 自動車庫、停留所、貨物庫、給油所、附屬工場、事務所、
事務員駐在所其ノ他事業ノ爲必要ナル建物及其ノ敷地並ニ之
ニ屬スル器具機械

四 通信又ハ信號ニ要スル工作物及其ノ敷地並ニ之ニ屬スル器
具機械

五 前四號ニ掲グル工作物ヲ所有シ又ハ使用スル爲他人ノ不動
產ノ上ニ存スル地上權及第三者ニ對抗シ得ベキ賃借權並ニ前
四號ニ掲グル土地ノ爲ニ存スル地役權

六 前條第二項ノ規定ニ依リ登錄ヲ受ケタル自動車及其ノ附屬
品

七 事業經營ノ爲必要ナル貯藏物品及器具機械

第四十條 前條第一號乃至第三號ニ掲グル不動産ノ何レモガ存セ
ザルトキハ自動車交通事業財團ヲ設定スルコトヲ得ズ

自動車交通事業財團ヲ目的トスル抵當權ハ之ノミニ依リテ擔保

セラル債務ノ額ガ三萬圓以上ナラザルトキハ之ヲ設定スルコトヲ得ズ但シ第二以下ノ順位ノ抵當權設定ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十一條 第三十八條第一項ノ規定ニ依リ事業ノ一部ニ付自動車交通事業財團ヲ設定スル場合ニ於テハ旅客自動車運輸事業ニ

在リテハ獨立ノ路線ニ付、事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業ニ在リテハ獨立ノ事業區間ニ付、自動車道事業ニ在リテハ獨立ノ一般自動車道ニ付之ヲ爲スコトヲ要ス

第四十二條 同一事業者ガ第三十八條第一項ニ掲グル事業ノ二以上ヲ兼營スル場合ニ於テハ此等ノ事業ノ中二以上ノ事業ニ關スルモノヲ合シテ一個ノ自動車交通事業財團ヲ設定スルコトヲ得但シ此等ノ事業ノ何レカニ付自動車交通事業財團ノ設定アリタル後ハ其ノ事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ事業者ガ自動車道事業ト其ノ他ノ事業トニ付各別ニ自動車交通事業財團ヲ設定スル場合ニハ一般自動車道ノ敷地其ノ他專ラ自動車道事業ニ關スルモノハ他ノ事業ノ爲メ自動車交通事業財團ニ屬スルコトナシ

第四十三條 自動車交通事業財團ノ設定ハ自動車交通事業財團登記簿ニ所有權保存ノ登記ヲ爲スニ依リテ之ヲ爲ス

自動車交通事業財團登記簿ニ所有權保存ノ登記ヲ爲シタルトキハ第三十九條ニ規定スルモノハ當然自動車交通事業財團ニ屬ス

但シ第三者ニ對抗シ得ベキ他人ノ權利ノ目的タルモノ又ハ差押、假差押若ハ假處分ノ目的タルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ自動車交通事業財團ノ設定後新ニ其ノ財團ノ所有者ニ屬シタルモノ亦前項ニ同シ

第四十四條 自動車交通事業財團ハ之ヲ讓渡シ又ハ所有權及抵當權以外ノ權利、差押、假差押若ハ假處分ノ目的ト爲スコトヲ得ズ但シ抵當權者ノ同意ヲ得テ之ヲ第三十八條第一項ニ掲グル事業ヲ營ム株式会社ニ讓渡スハ此ノ限ニ在ラズ

自動車交通事業財團ニ屬スルモノハ之ヲ讓渡シ又ハ所有權以外ノ權利、差押、假差押若ハ假處分ノ目的ト爲スコトヲ得ズ但シ抵當權者ノ同意ヲ得テ之ヲ讓渡シ又ハ貸付クルハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ規定ニ依リ自動車交通事業財團ニ屬スルモノヲ讓渡シタルトキハ抵當權ハ其ノモノニ付消滅ス

第四十五條 自動車交通事業財團ヲ目的トスル抵當權ノ設定又ハ變更ハ總株金四分ノ一以上ノ拂込アリタル後定款變更ト同一方法ノ株主總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第四十六條 自動車交通事業財團ノ登記ニ付テハ其ノ財團ノ所有者タル會社ノ本店所在地ヲ管轄スル區裁判所又ハ其ノ出張所ヲ以テ管轄登記所トス

自動車交通事業財團ノ所有者タル會社ガ本店ヲ一登記所ノ管轄

地ヨリ他ノ登記所ノ管轄地ニ移シタル場合ニ於ケル登記手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

左ノ場合ニ於テハ登記所ハ直ニ其ノ旨ヲ主務大臣ニ通知スベシ

一 第一順位ノ抵當權ノ設定ヲ登記シタルトキ

二 自動車交通事業財團ノ用紙ヲ閉鎖シタルトキ

第四十七條 自動車交通事業財團ニ關シテハ工場抵當法第十條、

第十二條、第十八條乃至第二十條、第二十二條乃至第四十四條、

第四十七條及第四十八條ノ規定ヲ準用ス本法ニ規定スルモノヲ

除クノ外自動車交通事業財團ノ登記ニ關シテハ不動産登記法ヲ

準用ス

登記ノ申請書ニハ不動産登記法第三十六條第三號乃至第八號ニ

掲グル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スベシ

一 自動車交通事業財團ノ設定セラルル事業ノ表示

二 旅客自動車運輸事業ノ爲ノ自動車交通事業財團ニ在リテハ

其ノ事業ノ行ハルル路線ノ表示

二ノ二 事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業ノ爲ノ自動車交

通事業財團ニ在リテハ其ノ事業ノ行ハルル事業區間ノ表示

二ノ三 旅客自動車運送事業又ハ事業區間ヲ定メザル貨物自動

車運送事業ノ爲ノ自動車交通事業財團ニ在リテハ其ノ事業ノ

行ハルル主タル事業區域ノ表示

三 自動車道事業ノ爲ノ自動車交通事業財團ニ在リテハ之ニ屬

スル一般自動車道ノ表示

四 免許ニ有効期間ノ指定アルトキハ其ノ期間

五 免許ニ條件ガ附セラレタルトキハ其ノ條件

第四十八條 第四十二條第一項ノ規定ニ依リテ自動車交通事業財

團ヲ設定シタル場合ニ於テ第三十八條第一項ニ掲グル事業ノ何

レカニ付事業經營ノ免許ノ失效又ハ取消アリタルトキハ抵當權

者ハ一事業ニ付自動車交通事業財團ノ設定セラレタル場合ニ準

ジ財團ノ全部ニ對シ其ノ權利ヲ實行スルコトヲ得

第四十九條 自動車交通事業財團ニ對スル抵當權ノ強制執行ニ付

テハ執行シ得ベキ一定ノ債務名義ヲ要セス

強制管理ノ開始ハ第三十八條第二項ニ掲グル事業ニ對スル主務

大臣又ハ地方長官ノ監督ヲ妨グズ

強制管理ノ管理人ノ任免ニ付テハ裁判所ハ主務大臣ノ意見ヲ聽

クコトヲ要ス

強制管理終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ主務大臣ニ通知ス

ベシ

第七章 罰則

第五十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 免許ヲ受ケズシテ第三十八條第一項ニ掲グル事業ヲ經營シ

タルトキ

二 認可ヲ受ケズシテ一般自動車道ノ供用ヲ開始シタルトキ

第五十一條 免許ヲ受ケタル者ノ名義ヲ利用シテ第三十八條第一項ニ掲グル事業ヲ經營シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス名義ヲ利用セシメタル者亦同ジ

第五十二條 旅客自動車運送事業者、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者又ハ自動車道事業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第五十條ニ規定スル場合ヲ除クノ外本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケテ爲スベキ事項ヲ之ヲ受ケズシテ爲シタルトキ

二 免許、許可又ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シタルトキ

三 本法ニ基キテ爲シタル處分(第十六條ノ十三第一項及第十條ノ三十七)ニ於テ準用スル同條同項ノ規定ニ基キテ爲シタル處分ヲ除ク)又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ

四 第三十八條第二項ノ規定ニ依リ自動車ノ登録ニ付不實ノ事項ノ登録ヲ申請シタルトキ

五 正當ノ事由ナクシテ一般自動車道ノ使用ヲ拒ミタルトキ

六 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リテ届出又ハ報告ヲ爲スベキ事項ニ付虚偽ノ届出又ハ報告ヲ爲シタルトキ

七 監査員ノ監査ヲ妨ゲタルトキ

第五十三條 旅客自動車運送事業者、旅客自動車運送事業者、貨

物自動車運送事業者又ハ自動車道事業者ガ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

旅客自動車運送事業者、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者又ハ自動車道事業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

會社ノ代表者其ノ他ノ従業者會社ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ其ノ罰則ヲ會社ニ適用ス

第五十四條 自動車道若ハ其ノ標識ヲ損壞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ自動車道ニ於ケル自動車ノ往來ノ危険ヲ生ゼシメタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第五十五條 人ノ現在スル旅客自動車運送事業者ノ自動車ヲ顛覆シ又ハ破壞シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ傷ニ致シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處シ死ニ致シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第五十六條 第五十四條ノ罪ヲ犯シ因テ自動車ノ顛覆又ハ破壞ヲ致シタル者亦前條ノ例ニ同ジ

第五十七條 過失ニ因リ第五十四條第一項又ハ第五十五條第一項

ノ罪ヲ犯シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ業務ニ從事スル者犯シタルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十八條 自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會

ノ役員、使用人又ハ清算人其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ、要求シ、又ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第五十九條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付シ提供シ又

ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコトアタハザル時ハ其ノ價額ヲ追徵ス

第五十九條ノ二 自動車運送事業組合ノ組合員又ハ自動車運送事

業組合聯合會ノ會員統制規程ニ基キテ爲シタル組合又ハ聯合會ノ處分ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十九條ノ三 自動車運送事業組合ノ組合員又ハ自動車運送事

業組合聯合會ノ會員第十六條ノ二十六第一項又ハ第十六條ノ三十七ニ於テ準用スル同條同項ノ検査ヲ妨ゲタルトキハ五百圓以

下ノ過料ニ處ス

第五十九條ノ四 自動車運送事業組合聯合會ノ會員ガ自動車運送

事業組合ナルトキハ第五十九條ノ二ノ規定ハ其ノ行爲ヲ爲シタル組合ノ役員又ハ使用人ニ、前條ノ規定ハ其ノ行爲ヲ爲シタル組合ノ役員ニ之ヲ適用ス

第六十條 左ノ場合ニ於テハ自動車運送事業組合又ハ自動車運送

事業組合聯合會ノ役員又ハ清算人ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ認可又ハ許可ヲ受ケテ爲スベキ事項ヲ之ヲ受ケズシテ爲シタルトキ

二 本法ニ基キテ爲シタル處分(第十六條ノ三十七ニ於テ準用スル第十六條ノ十三第一項ノ規定ニ基キテ爲シタル處分ヲ除ク)ニ違反シタルトキ

三 行政官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

四 本法ニ依リ行政官廳ノ徵スル報告ヲ差出サズ又ハ監査員ノ監査ヲ妨ゲ其ノ他行政官廳ノ命令又ハ處分ニ從ハザルトキ

五 第十六條ノ三十九ノ規定ニ基キテ發スル勅令ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

六 第十六條ノ四十ノ規定ニ基キテ發スル勅令ニ違反シタルトキ

附 則 (昭和六年法律第五十二號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前自動車運輸事業又ハ自動車道事業ニ該當スル事業ニ付
地方長官ノ爲シタル事業經營ノ免許又ハ許可ハ之ヲ本法ニ依ル自
動車運輸事業又ハ自動車道事業經營ノ免許ト看做ス

主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ前項ノ自動車運輸事業
ニ付新ニ免許ノ有効期間、運輸開始ノ認可申請期間又ハ事業ノ休
止期間ヲ指定スルコトヲ得

登録税法第三條ノ六中「又ハ漁業財團登記簿」ヲ「漁業財團登記
簿又ハ自動車交通事業財團登記簿」ニ改ム

印紙税法第四條第一項第一號中「軌道財團」ノ下ニ「自動車交通
事業財團」ヲ加フ

附 則 (昭和十五年法律第六號)

第一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 従前ノ規定又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ依リテ爲シタル
處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ
於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テ
自動車交通事業財團登記簿ニ登記セラレタル事項ニ付變更アリ
タルトキハ登記所ハ主務大臣ノ囑託ニ依リテ變更ノ登記ヲ爲ス

第三條 本法施行ノ際現ニ存スル商業組合又ハ商業組合聯合會ニ
シテ従前ノ第一條ノ自動車運輸事業又ハ従前ノ第十六條ノ運送

事業ノ事業者ノミヲ其ノ組合員又ハ其ノ所屬ノ組合ノ組合員若
ハ其ノ所屬ノ聯合會ヲ組織スル組合ノ組合員トスルモノハ本法
施行ノ日ニ於テ本法ニ依ル自動車運送事業組合又ハ自動車運送
事業組合聯合會ト爲リタルモノトス

前項ノ場合ニ於テ登記其ノ他ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ
之ヲ定ム

第四條 本法施行前従前ノ規定ニ依リテ處罰スベカリシ行爲ニ付
テハ仍従前ノ例ニ依ル

第五條 小運送業法第一條中「鐵道、軌道若ハ自動車運輸事業」
ヲ「鐵道若ハ軌道」ニシテ、鐵道、軌道又ハ自動車運輸事業」ヲ
「鐵道又ハ軌道」ニ改ム

第六條 陸上交通事業調整法第一條中「自動車運輸事業」ヲ「旅
客自動車運輸事業」ニ改ム

第七條 帝國鐵道會計法中左ノ通改正ス
第三條中「又ハ自動車運輸事業」ヲ「旅客自動車運輸事業又ハ事
業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業」ニ改ム

第七條中「及地方鐵道補助金」ヲ「地方鐵道補助金及自動車運
送事業補助金」ニ改ム

第八條 商工組合中央金庫法中左ノ通改正ス
第一條中「及貿易組合聯合會」ヲ「貿易組合聯合會、自動車運
送事業組合及自動車運送事業組合聯合會」ニ改ム

送事業組合及自動車運送事業組合聯合會」ニ改ム

第三條第一項中「貿易組合聯合會」ノ下ニ、「自動車運送事業組合聯合會」ヲ加ヘ同條第三項及第四項中「又ハ貿易組合聯合會」ヲ、「貿易組合聯合會」又ハ自動車運送事業組合聯合會」ニ改ム

第七條及第二十九條中「又ハ貿易組合聯合會」ヲ、「貿易組合聯合會、自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會」ニ改ム

第二十七條中「及貿易組合」ヲ、「貿易組合及自動車運送事業組合」ニ改ム

第二十八條中「貿易組合聯合會」ノ下ニ、「自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會」ヲ加フ

第九條「登録税法第十九條中「又ハ肥料製造業組合」ヲ、「肥料製造業組合自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會」ニ、「又ハ重要肥料業統制法」ヲ「重要肥料業統制法又ハ自動車

交通事業法」ニ改ム

第十條「印紙税法第四條中」又ハ貿易組合聯合會」ヲ、「貿易組合聯合會、自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會」

ニ改ム

第十一條「特別法人税法中左ノ通改正ス

第二條中第七號ヲ第八號トシ第八號ヲ第九號トシ第六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

七 自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會

所屬ノ組合員、組合又ハ聯合會ヲシテ出資ヲ爲サシメザルモノヲ除ク)

附 則 (昭和十八年法律第五十五號)

第一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 従前ノ第十六條ノ三、第十六條ノ四又ハ第十六條ノ八ノ規定ニ依リテ爲シタル處分手續其ノ他ノ行爲ハ同條ノ改正規定ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第三條 本法施行ノ際現ニ本法ニ依リ新ニ免許ヲ受クベキモノト爲リタル事業ヲ營ム者ハ本法施行後三月内ニ限リ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得此ノ期間内ニ事業經營ノ免許申請ヲ爲ストキハ免許

又ハ免許ノ拒否ノ日迄亦同シ

第四條 本法施行ノ際現ニ存スル自動車運送事業組合ハ本法ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル組合ニシテ地區ヲ同シクセルモノノ成立シタル時解散ス

本法施行ノ際現ニ存スル自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會ニ付テハ仍従前ノ規定ヲ適用ス

第五條 本法施行前従前ノ規定ニ依リテ處罰スベカリシ行爲ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

第六條 印紙税法中左ノ通改正ス

第四條第一項第十二號中「自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會」ヲ削ル

◎鐵道省營自動車路線道路改修費並ニ同維持費負擔率等取決ニ關スル件依命通牒

（發第一四六號）
昭和十八年四月二十六日
內務省國土局長

地方長官宛

標記ノ件ニ關シ昭和十一年十月一日內務省鐵士第二八號土木局長依命通牒追書ヲ以テ道路法第四十條ノ規定ニ基キ道路維持修繕費ノ一部ヲ鐵道省ニ負擔セシメントスル場合ニ在リテモ同法第五十二條第九號ノ規定ニ依リ認可申請ヲ必要トスルコトニ相成居候處行政簡素化ノ趣旨ニ鑑ミ爾今認可申請ヲ要セザルコトニ決定相成候條右御了知ノ上之方處分ニ當リテハ充分御留意相成度
進而貴管下市町村長ニモ可然御示達相成度

◎行政官廳職權委讓ニ伴フ事務處理方ニ關スル件

（監々發第三六八號）
昭和十八年五月十四日
鐵道省監理局長
內務省國土局長

地方長官宛

依命通牒
軌道ニ關スル標記ノ件左記ノ通決定相成候條了知相成度

記

一、地方長官又ハ鐵道軌道統制會ノ權限ニ屬スル軌道ニ關スル工事方法ノ變更ニシテ併用、新設ノ兩路線ニ跨ルモノノ處理ニ就テハ當該工事が分割シテ申請スルコト困難ナル場合ニ限り其ノ主トシテ屬スル工事が併用軌道ナル場合ハ地方長官ニ於テ新設軌道ナル場合ハ鐵道軌道統制會ニ於テ處理スルコト
二、同一運轉軌道ニ屬スル軌道ニシテ併用、新設ノ兩者併存スルモノノ運轉速度及度數ノ制定、變更ノ處理ハ地方長官ニ於テ爲スコト但シ併用軌道ノ延長一籽米未滿ニシテ交通頻繁ナラザルモノニアリテハ鐵道軌道統制會ニ於テ處理スルコト

◎上下水道用資材ノ節約ニ關スル件通牒

（發第一六六號）
昭和十八年五月二十二日
內務省國土局長
厚生省衛生局長

各地方長官宛（除樺太廳長官）

上下水道用資材ニ付テハ土木工事戰時規格ニ則リ極力其ノ節約ニ努ムルコトニ起業者ニ對シ指示セラレ居リ候義トハ存候得共現下ノ時局ニ鑑ミ一層嚴重ナル檢討ヲ加フルノ要有之様被認候條右篤ト御留意ノ上爾今工事ニ關スル認可申請書ニ別紙様式ニ依ル資材表ヲ添附セシメラレ度尙水道條例第二十一條ノ二ノ規定ニ依ル

職權委任ノ件ニ基ク處分ニ當リテハ資材ノ面ヨリ特ニ慎重ナル檢
討ヲ加ヘラレ度

道ヲ貴管下起業者ニ對シ右趣旨ノ徹底方可然御配意相成度

市(町)上水道用資材調書

(昭和 年 月)

種別	セメント		普通鋼		同上(ヒ ユーム管 用線材)		銑材	石綿	銅	鉛	木材	石	摘要
	應	計	應	計	應	計							
水源施設													
導送水施設													
淨水施設													
配水施設													
計													
内手持資材													
差引需要量													
年度	昭和十八年度												
年度	昭和十九年度												
需要量												

備考 下水道ニ付テハ本調書ニ準ジ作製ノコト

◎行政官廳職權委讓ニ伴フ審議提出方ニ關スル件

（監々發第三六八號）
昭和十八年五月十四日

鐵道省監理局長
内務省國土局長

軌道株式會社代表者宛

依命通牒

軌道ニ關スル標記ノ件左記ノ通決定相成候條了知相成度

記

一、地方長官又ハ鐵道軌道統制會ノ權限ニ屬スル軌道ニ關スル工
事方法ノ變更ニシテ併用、新設ノ兩路線ニ跨ルモノノ手續ニ就
テハ當該工事ガ分割シテ申請スルコト困難ナル場合ニ限り其ノ
主トシテ屬スル工事ガ併用軌道ナル場合ハ地方長官ニ、新設軌
道ナル場合ハ鐵道軌道統制會ニ手續スルコト

二、同一運轉系統ニ屬スル軌道ニシテ併用、新設兩者併存スルモ
ノノ運轉速度及度數ノ制定、變更ハ地方長官ニ手續スルコト、
但シ併用軌道ノ延長一料未滿ニシテ交通頻繁ナラザルモノニア
リテハ鐵道軌道統制會ニ手續スルコト

◎軌道法に依る申請に對する處分

北海道廳

旭川市街軌道 車輛設計變更認可

旭川市街軌道株式會社申請に係る標記の件は現在の戸は二枚戸にて其の開閉は連桿裝置なる處年を経るに従ひ故障非常に多く運行の圓滑を阻害し之が一部改善に依りては到底満足を得られず本裝置を廢止し簡易化したる一枚戸に改造するの件右は五月十五日附監第八四一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

北海道

土別軌道 貨車製作認可

土別軌道株式會社申請に係る標記の件は從來の貨車は二輛連結して一輛の作用を爲すもの故該貨車數にては半數の效率となり他方積載量は倍加するに依り車輛七十五輛作成するの件右は四月十六日附監第六〇二號を以て内務鐵道兩大臣の認可ありたり。

東京府

東京市營 和泉橋上野纜前間外一ヶ所軌道鋪裝工事方變

變更認可

東京市申請に係る標記の件は和泉橋上野驛前間及三原橋芝口間に於ける軌道は植樹帶を以て區劃せる關係上電車専用の實狀なるに鑑み鋪裝敷石を撤去し小碎石を以て之れに代用せんとす尙撤去敷石は一般補修工事に流用し資材入手難を補はんとするの件右は五月十五日附監第八三八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

南海鐵道 阪堺線慈美瀨町停留場設備變更認可

南海鐵道株式會社申請に係る標記の件は慈美瀨町停留場轉轍器の電氣轉換を必要とするに付き資材節約の折之を發條轉換裝置に變更せんとするの件右は五月十五日附監第八四〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

阪神急行電鐵 軌道工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る標記の件は實塚線豐中停留場は豐中市の發展により近時著しく乗降客激増せるを以て停留場構内の各施設を一部變更し乗降客の便利を計り尙豐中會根間に於ける信號設備を變更するの件右は五月十五日附監第八三九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市營 西野田櫻島線中區九條間軌道工事方法變更認可

大阪市申請に係る標記の件は櫻島線終點たる北港埋立地附近一帶の發展に伴ひ交通量激増の爲軌條更新其他工事方法變更するの件右は四月八日附監第五六九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

阪神急行電鐵 工事方法書中一部變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る標記の件は六甲石橋實塚變電

所に於ける供給用設備分離に付電鐵附帶專用變壓器増設するの件右は四月八日附監第五七三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

靜岡縣
神奈川縣

駿豆鐵道 湯河原自動車會社合併認可

駿豆鐵道株式會社湯河原自動車株式會社申請に係る標記の件は兩會社の資本系統同一にして經營を同じうし又一般自動車道の接續により兩會社不可分の關係にあるを以て事業の整備統合により之が事業本來の使命を達成せんが爲駿豆鐵道株式會社を存續し湯河原自動車株式會社は解散するの件右は五月十五日附監第八三七號を以て内務鐵道大臣より認可ありたり。

新潟縣

新潟電鐵 軌道線車輛乘入運轉認可

新潟鐵道株式會社申請に係る標記の件は新規客車一輛を軌道線區間に乘入運轉するの件右は五月十五日附監第八三五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

千葉縣

京成電車 軌道工事方法一部變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は二停留場に色燈三位式自動閉塞信號機を増設又は移設せんとするの件右は四月十六日附監第六〇二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

群馬縣

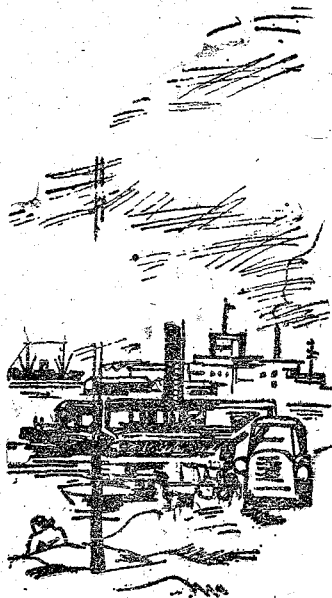
東武鐵道 軌道條件重量變更認可

東武鐵道株式會社申請に係る標記の件は高崎澁川間軌條は摩耗甚しく且乗客激増の爲め變更するの件右は三月十八日附監第四二〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

岩手縣

花巻電鐵 車輛増備認可

花巻電鐵株式會社申請に係る標記の件は近時著しく託送貨物激増し所屬車輛にては到底之に應じ不得るを以て四輪無蓋貨車二輛を増備し、貨物輸送の萬全を計らんとするの件右は三月十八日附監第四一七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。



○若葉吟社詠草(春風の巻)

春風や物干す小船の通りけり	淺
驛見へて長き小道や春の風	同
療園に傷兵試歩す春の風	同
春風や受闕の子等の赤き頬	落
春風を孕みて疾し大漁船	同
光満つ段々島に春の風	靜
營庭に春風寒し面會日	同
春風に古草揺れて芽生へけり	藝
早仕舞ひ春風愉し街灯り	同
春風や波濤萬里の勝戦さ	玉
積まれたる拾ひ草鞋や春の風	野
背なの子のいつか睡れり春の風	狐
訓示耳にまざと機上や春風裡	禪
春風や訓練を待つ犬ならぶ	同
岩の根に伸びし小草や春の風	同